

書面調査票記入シート（ガス）

【調査 1：情報公開ガイドラインについて】

- (1) 所管の公共料金分野について、情報公開ガイドラインに対応した情報公開の現状はどうなっているか。また、ガイドライン策定以降、情報公開を巡る状況・情報公開の内容について大きく変更した点は何か。また、変更の要因は何か。(情報公開ガイドラインを策定されていない場合は、これに準ずるものについての現状、変更点等、また、今後の策定の予定について、ご説明ください。)

「ガス料金情報公開ガイドライン」(以下「情報公開ガイドライン」という。)は、以下の基本的考え方を踏まえ、平成13年3月に策定している。

- (1) 行政は、料金設定のプロセスを透明化するために、料金算定のルールを予め明確化し、これを公開することが必要である。
- (2) また、ガス事業者の自主的経営判断が重要になることに伴い、その説明責任が明確化されることが必要であるが、そのためには、事業者からも十分な情報が公開されることが必要である。

情報公開ガイドラインにおいては、一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業の別に、行政及び事業者が公開すべき情報を定めている(別紙1参照)。

ガス料金に係る情報公開の現状については、以下のとおりである。

【行政】

- 情報公開ガイドラインに従い、資源エネルギー庁のガス事業制度ホームページにおいて、①法令として公開される情報として、一般ガス事業供給約款料金算定規則等、②積極的に公開する情報として、一般ガス事業供給約款料金審査要領、一般ガス事業ガス料金算定要領等、ガス料金の算定に必要な規定、通達等を公開しているとともに、③料金認可申請書等の料金設定・変更時に事業者から提出された資料については、求めに応じて開示することとしている。
- また、総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会都市ガス事業料金制度分科会報告(平成12年11月)を踏まえ、平成13年4月に、一般消費者等の関心が高い料金等の情報をより分かり易く提供することを目的として、当庁及び各経済産業局のホームページに「ガス料金に関する情報公開ページ」を開設し、一般ガス事業者の料金改定状況、家庭用ガス料金を比較可能な形にした一覧表、一般ガス事業者の経営効率化目標とその実施状況を公開している(別紙2参照)。

(参考) 総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会都市ガス事業料金制度分科会報告(平成12年11月) (抜粋)

一般消費者等の関心が高くかつ、民間での実施が進みにくい、以下のような情報を行政が一般消費者等にホームページ等でわかりやすく提供することとする。

- (1) ガス事業者の料金改定の状況
- (2) 一般ガス事業者の経営効率化努力の実施状況
- (3) 一般ガス事業、簡易ガス事業及びLPガス事業の料金等の比較情報

なお、料金等の比較は、各事業や事業者のコスト構造等の相違から多くの制約があることから比較の公平性に十分留意する必要がある。

【事業者】

- 調査対象事業者(大手一般ガス事業者10社、以下「事業者」という。)は、情報公開ガイドラインに従い、各種約款(供給約款、選択約款、託送供給約款)について店頭掲示を行うとともに、ホームページを活用した公表を行っている。
- また、ホームページ等における情報公開の内容・質(わかりやすさ)の向上を求める需要家の要望の高まりに応じて、公開内容・方法の改善(文字の拡大機能の付加など)を継続的に進めている。

なお、情報公開ガイドラインについては、以下のとおり、これまで2回にわたり改正を行い、情報公開の対象範囲の拡大に努めている。

- ・平成17年9月：平成16年度にガスの託送供給制度及びガス導管事業が創設されたことに伴い、①託送供給約款料金に係る各種規定、②ガス導管事業における公開情報を新たに追加したとともに、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準を新たに情報公開の対象として追加。
- ・平成24年9月：託送供給約款の変更命令発動基準を見直したことに伴い、超過利潤計算書、内部留保相当額管理表等を新たに情報公開の対象として追加。

(2) 情報公開ガイドラインの中には、

- ・ 料金、加入金・負担金等の根拠
- ・ 主要な他事業者との料金格差の要因の説明
- ・ 設備投資計画の妥当性を説明するための情報
- ・ セグメント別収支（路線別又は路線群別、部門別等）
- ・ 料金、サービスの質等に関する比較対照情報
が含まれているか。

(情報公開ガイドラインを策定していない場合は、これに準ずるものについて、ご説明ください。)

情報公開ガイドラインにおいては、料金の妥当性のチェックに必要な情報を公開することとしており、

- (1) 料金等の根拠に関する情報として、行政が、料金設定、変更時に一般ガス事業者等から提出された資料等を、求めに応じて、
- (2) セグメント情報として、行政が、一般ガス事業者の部門別収支に関して大口需要部門に当期純損失が生じた場合に当該一般ガス事業者名及び当該当期純損失の金額を、また、一般ガス事業者が、託送収支に関して毎事業年度終了後その計算の結果を、
公開することとしている。

また、以下の情報については、情報公開ガイドラインには明確に記載がないものの、行政が情報公開を行い、又は一般ガス事業者において情報公開が行われている。

(1) 設備投資計画の妥当性

当該計画の基礎となるガスの普及計画、設備計画等について、ガス事業法第25条第1項の規定に基づき作成されるガスの供給計画の中で数値等が記載されている。ガスの普及計画等については、同条第3項の規定に基づき、一般ガス事業者の営業所等において掲示することとなっている。

また、一部の事業者は、供給計画の概要をホームページ、店頭で積極的に公表している（別紙3参照）。

(参考) ガス事業法（抜粋）

第25条 一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降の経済産業省令で定める期間について、ガスの供給計画を作成し、当該年度の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 (略)

3 一般ガス事業者は、第1項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、ガスの供給計画のうち経済産業省令で定める事項を営業所、事務所その他の事業場において、公

衆の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。前項の規定による届出をしたときも、同様とする。

4～5（略）

（参考）ガス事業法施行規則（抜粋）

第27条 法第25条第3項の経済産業省令で定める事項は、供給計画期間における行政区域別のガスの普及計画、主なガス工作物の設置計画、供給区域の概要その他の経済産業大臣が定める事項とする。

2（略）

（参考）供給計画作成等要領（抜粋）

第2章 供給計画様式一覧

様式第一 普及計画

様式第二 開発地区別等普及計画

様式第三 需給計画（基本方針、ガスの需給の実績と見通し）

様式第四 需給計画（ガス生産・購入量の実績と見通し）

様式第五 需給計画（原料購入・消費・在庫）

様式第六 ピーク日送出量見通し・ガス生産購入計画

様式第七 設備計画（ガス発生設備）

様式第八 設備計画（ガスホルダー）

様式第九 設備計画（導管）

様式第十 設備計画（原料貯蔵設備）

様式第十一 設備計画（製造所等建設予定）

様式第十二 設備投資計画

様式第十三 みなし一般ガス事業の連結状況

様式第十四 熱量変更計画（対象地域等）

様式第十五 熱量変更計画（基本スケジュール等）

様式第十六 天然ガス導入計画

様式第十七 供給計画図

（2）料金、サービスの質等に関する比較対照

行政においては、前述のとおり、「ガス料金に関する情報公開ページ」において、一般ガス事業者の料金改定状況、LPガスを含む家庭用ガス料金を比較可能な形にした一覧表を公表している。また、事業者においては、料金メニューの一覧をホームページで公表している（別紙4参照）。

○一般ガス事業者の料金算定は、共通ルールである一般ガス事業供給約款料金算定規則に基づき行われるものであるため、他事業者との料金格差の要因については、料金認可申請書に記載された原価項目を参照することにより可能となる。

【調査2：料金水準・内容の説明】

原価として認める費用項目やその水準に関する基準（「審査要領※」等）を策定・公表しているか。（策定・公表済みの場合は、資料をご提出頂き、ご説明ください。仮に、現在策定・公表されていない場合、これに準ずるものとして、どのような情報を策定・公表しているか、また、今後の検討の予定について、ご説明ください。）

※〇〇〇料金分野における審査要領（イメージ）

- ・人件費は、従業員1000人以上の企業平均値を基本に査定する。
- ・普及啓発費（例：広告宣伝費）は、公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める等

原価として認める費用項目及びその算定方法については、一般ガス事業供給約款料金算定規則において規定している（別紙5参照）。

また、料金の認可に当たっては、一般ガス事業供給約款料金審査要領に従って審査することとしている。当該審査要領においては、営業費等に係る個別査定のほか、比較手法であるヤードスティック的査定（類似の一般ガス事業者群ごとにグルーピングを行った上で、同一グループの一般ガス事業者間で比較査定を行う手法）についての審査方法を定めている（別紙6参照）。

【調査3：料金妥当性の事後的・継続的検証】

料金認可及び届出時の料金体系の妥当性を継続的に確保するために実施する、事後的・継続的な検証について

- （1）料金認可及び届出時の料金水準の根拠となる定量的なデータ（原価、需要予測、各種前提）について、その算出根拠は明確に公表されているか。（仮に現在公表されていない場合、どのような情報を公表し、料金水準の根拠を説明しているか、また、事後的・継続的検証に資するよう、原則として、規制官庁に提出させることや対外的に公表することについて、どのように考えているかについてご説明ください。）

料金改定時の原価及び諸元については、料金設定、変更時に一般ガス事業者等から提出される料金認可申請書等において記載されており、これらの資料については求めに応じて情報公開することとしている。

また、料金改定時に用いる需要予測については、ガスの供給計画にその数値等が記載されており、求めに応じて情報公開することとしている。なお、一部の一般ガス事業者は、供給計画の概要を積極的に公表している

(2) 料金の妥当性について、定量的なデータを用いた事後的な検証をどのような方法で行っているか。(確認している具体的な指標、費用項目、経理情報等及びこれらの定量的なデータをお示しください。仮に、現在行っていない場合、どのような情報・方法により、事後的な検証が行われているか、また、今後、定量的なデータを用いた事後的な検証について、その検討の予定をご説明ください。)

事業者においては、自主的に、財務諸表や計算書類等の会計情報、部門別収支計算書及び経営効率化計画の達成状況等を踏まえて収支状況の分析・評価を行っており、その結果、例えば、大手4社(東京、大阪、東邦、西部)においては、概ね3年に一回程度、料金改定を行っている。

また、行政においては、規制小売料金の妥当性について、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー一部会報告(平成21年6月)において、行政が把握する情報(規制小売部門の料金原価、事業年度ごとの財務諸表、部門別収支等)に基づき、定期的評価を実施することとされており、電気料金の事後評価に関する見直しを踏まえて、詳細を検討中である。

具体的には、①一定期間の長期にわたり料金改定を実施していない一般ガス事業者等、②規制小売部門において営業赤字が生じている一般ガス事業者等を対象として評価を行うこととしている。

(参考) 総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー一部会中間とりまとめ(第二次)
(平成21年6月)(抜粋)

(3) 行政における定期的評価について

- 行政においては、事業者が行う定期的評価、及び行政として把握する情報(規制小売部門の料金原価、事業年度ごとの財務諸表、部門別収支等)に基づき、規制小売料金の妥当性の定期的評価を毎年適切に実施することが必要と考えられる。
- 具体的には、一定期間の長期にわたり料金改定を実施していない事業者については、その料金水準がガス供給の実態から離れている可能性があることから、行政においても、把握情報等を基に、料金改定を実施してこなかった理由、料金改定の予定の有無、予定がない場合はその理由や収支見通し等に関する事業者説明の合理性を中心に評価した上で、事業者の経営の自主性の観点等も踏まえつつ、その評価結果を公表することとするのが適当である。

(注1) 「一定期間」についての考え方

- ① 一般ガスについては、大手4社の平均的な料金改定サイクル(約3年)、経営効率化目標の設定期間(目安として3年)を踏まえ、現状では3年間とすることが考えられる。
- ② 簡易ガスについては、料金算定に用いる「標準係数」について3年に1度見直しが行われていること、見直しが行われた場合には新たな係数を用いて料金改定を行うことが望ましいことを踏まえ、「直近料金改定時から改定された標準係数が有効である期間」とすることが考えられる。

(注2) 評価結果の公表の場としては、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー一部会市場監視小委員会における報告が考えられる。

- また、規制小売部門において営業赤字が生じている事業者については、ガス事業の安定性、安全性、事業継続性の確保や値上げ認可申請の要否の確認・評価の観点から、営業赤字の要因・性格(一時的/構造的)、赤字解消の見通し(赤字要因の解消・改善可能性、料金改定、コスト削減等)に関する事業者説明の合理性を中心に評価した上で、その評価結果を公表することとすることが適当である。
- 上記の方針に基づく評価、評価結果の公表の具体的実施にあたっては、一般ガス・簡易ガス事業の実態(事業規模や経営形態(公営/私営)の差異、経営状況、他エネルギーとの競争状況等)、事業者の事務負担や行政コスト等を考慮することが必要である。
- なお、変更認可申請命令の具体的な判断が必要となる場合には、上記の定期的評価の結果や評価過程で得られた情報等も踏まえて判断することが適当である。

(3) また、その結果について、対外的にどのように公表しているか。以後の料金認可及び届出手続きにどのように反映させていくのか。

事業者においては、自主的な収支状況の分析・評価の結果、ガス料金の改定が必要と判断した場合には、適宜、料金改定を実施することにより、経営効率化の成果を需要家へ還元している。料金改定に当たっては、プレス発表等を通じて対外的に説明している。

行政が行う規制小売料金の妥当性の定期的評価については、現在、公表の仕方等につき検討中である。

なお、変更認可申請命令の具体的な判断が必要となる場合には、定期的評価の結果や評価過程で得られた情報等も踏まえて判断することとなる。

【調査4：料金変更命令等】

現行の料金水準が適当ではないと判断される場合は、料金改定を命令できるような定量的な基準等の要件が策定されているか。(既に策定されている場合は、それについてご説明ください。仮に、現在策定されていない場合、どのような情報・方法により、料金改定を命令、促しているか、また、今後、定量的な基準等の要件の策

定について、その検討の予定をご説明ください。)

ガス事業法第18条第1項の規定に基づき、経済産業大臣は、供給約款の変更認可の申請命令を行うことができるとともに、同条第2項の規定に基づき当該命令をした場合において認可の申請がないときは、供給約款を変更することができることとなっている。

(参考) ガス事業法 (抜粋)

第18条 経済産業大臣は、ガスの料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、相当の期限を定め、前条第1項の認可を受けた供給約款(同条第4項又は第7項の規定による変更の届出があったときは、変更後の供給約款)(次項の規定による変更があったときは、変更後の供給約款)の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、供給約款を変更することができる。

当該命令の要件については、同条第1項において、「ガスの料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるとき」にできることとされており、更なる定量的な基準を設けることは困難であるとして、当該要件の考え方については、「ガス事業法の解説」に示しているところである。

(参考) ガス事業法の解説 (抜粋)

「社会的経済的事情の変動」とは、物価が大幅な変動をした場合、需要構成の急変、例えば、工業用需要が急激に増加し又は減少した場合等をいい、全国的又は広範な地域にわたる変動のみならず一事業者又は一事業区域内の変動についても適用されるものと解する。

「著しく不相当」とは、周囲の状況から判断を要するので、一概にはいえず、必ずしも画然たるラインを引くことはできないが、社会通念上相当大幅なガスの料金の変動要因が生じたようなときをいい、例えばガスの料金については、原料、副産物等の市況の変動により、常にその算定当時からみれば多少の不一致がみられるような制度上当然予想される程度では「著しく不相当」とはいえない。

「公共の利益の増進に支障がある」とは、不適當な状態が一般ガス事業者にとっては有利であっても、ガスの使用者にとってはガスの料金等が割高で不都合な場合、又はこれらがあまり安く、一般ガス事業者に過重の負担を強い、そのため設備の拡充や改善が不可能となり、あるいは保安事項が完全に守られない等一般ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼす場合などをいう。

【調査5：料金認可手続きにおける消費者の参画等】

(1) 料金認可手続きの一環として、原則として、公聴会を開催しているか。

また、その際には、

- ・多くの消費者が参加できるような、回数や場所についての設定
- ・(意見陳述を要請する際には) 時間的余裕を伴った、参加通知、関連資料の提供
- ・意見陳述のみならず、質疑応答の機会の設定
- ・消費者の利益を代弁できる者(例えば、消費者団体の代表者等)の参加を確保を行っているか。

ガス事業法第48条の規定により、ガスの料金に係る認可の処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならないとされている。

(参考) ガス事業法(抜粋)

第48条 経済産業大臣は、第3条、第17条第1項又は第18条第2項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

公聴会の開催については、同法施行規則の規定に基づき、公聴会の期日の21日前までに件名、期日、場所及び事案の要旨を告示することとなっているほか、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載、地方自治体等の関係機関への資料送付及び掲示依頼の方法により、広く周知を図ることとしている。

また、公聴会を開催するに当たっては、同法施行規則の規定に基づき、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人(例えば、消費者団体の代表者)に出席を求めることができるとされている。

(参考) ガス事業法施行規則(抜粋)

第115条 経済産業大臣又は経済産業局長は、法第48条の規定により公聴会を開こうとするときは、その期日の21日前までに、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を告示しなければならない。

2 (略)

3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の14日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を経済産業大臣(経済産業局長が開こうとする公聴会に係る場合は、その公聴会を開こうとする経済産業局長)に届け出なければならない。

4 (略)

5 経済産業大臣または経済産業局長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に公聴会に出席を求めることができる。

6～9 (略)

- (2) 料金改定案を決定する審議会のみならず、実質的な検討を行う研究会、委員会、WTも、原則として、公開しているか。また、消費者の利益を代弁できる者（例えば、消費者団体の代表者等）が構成員となっているか。

現行制度上、ガスの料金改定案を決定する際、審議会等を開催するプロセスとはなっていないが、前述のとおり、公聴会を開催するに当たって、必要があると認めるときは、消費者団体の代表者といった参考人に出席を求めることができることとなっている。

- (3) 料金の認可手続等に当たって、事業者から提供されるべき情報に、特に、事業者の部門別・サービス種類別のセグメント情報、子会社・関連会社との取引（随意契約に関する情報含む）、関連する商業・不動産業等非本業部門等の連結会計情報を含めているか。

一般ガス事業供給約款料金算定規則において、料金改定を行おうとする一般ガス事業者は、部門別原価及び小口部門原価に係るサービス原価（供給約款料金原価、選択約款料金原価）に整理した様式を行政に提出することとなっている。

（参考）一般ガス事業供給約款料金算定規則（抜粋）

第10条 事業者は、機能別原価を別表第4に掲げる項目ごとに、別表第5に掲げる配分基準に基づき、当該配分基準の算定の諸元のうち次の各号に掲げる項目のそれぞれについて求めたものとその合計値との比として算定した配分比を用いて、部門別原価として、次の各号に掲げる項目に配分し、様式第5第4表に整理しなければならない。

- 一 小口部門原価
- 二 大口・卸供給部門原価
- 三 託送供給部門原価

2（略）

第11条 事業者は、第10条（第10条の2の規定により減少事業報酬額を算定した事業者にあつては、第10条の5）により算定した小口部門原価を、当該小口部門原価に係る機能別原価ごとに、別表第6に掲げる配分基準に基づき、当該配分基準の算定の諸元のうち次の各号に掲げる項目のそれぞれについて求めたものとその合計値との比として算定した配分比を用いて、次の各号に掲げる項目に配分し、様式第5第5表及び第6表に整理しなければならない。

- 一 供給約款料金原価
- 二 選択約款料金原価

また、料金の認可に際して、一般ガス事業供給約款料金審査要領に従い、営業費等の算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査することとしてお

り、当該審査の過程で、必要に応じて、子会社・関連会社との取引状況、非本業部門等の会計情報を入手することが可能となっている。

なお、非本業部門等の会計情報については、ガス事業法第26条の2の規定に基づき、一般ガス事業者は毎事業年度終了後に部門別収支を行政に提出することとなっている。

(参考) ガス事業法 (抜粋)

第26条の2 一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して、その会計を整理しなければならない。

- 一 大口供給に係る業務
- 二 一般の需要に応ずるガスの供給に係る業務 (前号に掲げるものを除く。)
- 三 前2号に掲げる業務以外の業務

2 一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

【調査6：経営効率化の促進】

料金認可及び届出手続きにおいて、どのような方法で、経営効率化の度合いを判断しているか。また、その結果を、公共料金に、どのように反映しているのか。

行政においては、料金認可申請があった場合には、ヤードスティック的査定により、事業者間の経営効率化の度合いを共通の尺度で相対評価し効率化努力目標額を算定し、小口部門原価から控除することにより、ガス料金に反映させている。

事業者においては、経営効率化目標を設定・公表 (別紙7参照) するとともに、その進捗状況についてもホームページ等で公表している。また、料金改定の際には、経営効率化の成果及び新たな経営効率化目標を踏まえた上で、これらをガス料金に反映している。

【調査7：高齢者等に対する情報提供】

高齢者、障害者等に対して料金・サービスの内容に関する情報を提供するに当たり、どのような工夫がされているか。

事業者においては、高齢者・障害者等のインターネット等を通じた情報提供が困難な需要家に対しては、チラシ等による情報提供や、電話・FAXによる問い合わせ対応等を実施している。

その具体例としては、目の不自由な需要家を対象とした点字版の検針票、各種お知らせ文書やパンフレット等の発行・配布、耳や言葉の不自由な需要家を対象としたFAXによる受付サービス等が挙げられる（別紙8参照）。

【調査8：今後の課題】

消費者への情報提供の一層の充実が求められているが、ガイドライン等に見直すべき箇所はあるか。また、情報公開に関する今後の課題、やるべきこととしてどのような点が考えられるか。

需要家への情報提供については、ガス事業に係る制度改正が行われた場合に必要な情報提供を行うことは当然ながら、今後とも、需要家ニーズに合致した情報公開ができるよう、引き続き、適切な情報媒体を通じた積極的な情報公開を行う必要があると考えている。

以上

(別紙1)

一般ガス事業における情報公開の方法一覧（情報公開ガイドライン抜粋）

	情報の内容	情報名	情報公開の方法
行政	①法令として公開される情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則 ・ガス事業会計規則 ・一般ガス事業供給約款料金算定規則 ・ガス事業託送供給約款料金算定規則 ・ガス事業部門別収支計算規則 ・ガス事業託送供給収支計算規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・官報、法令集 （入手が困難な場合、行政への請求）
	②積極的に公開する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス事業供給約款料金審査要領 ・一般ガス事業ガス料金算定要領 ・事業者の定める算定方法 ・ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準 ・変更命令による処分内容 ・大口需要部門に当期純損失が生じた場合、事業者名及び純損失額 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる情報発信 ・『相談窓口』における資料配布
	③求めに応じて開示する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則、一般ガス事業ガス料金算定要領等に従って、料金設定、変更時に事業者から提出された資料等（供給約款、選択約款、託送供給約款） ・財務諸表 	<ul style="list-style-type: none"> ・『相談窓口』において、個別対応
事業者	②積極的に公開する情報		
	うち、法令上、公開の方法が明示される情報	<ul style="list-style-type: none"> ・各約款（供給約款、選択約款、託送供給約款） ・有価証券報告書（発行事業者のみ） ・貸借対照表 ・損益計算書（会社法に規定する「大会社」のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法に基づく方法（公衆の見やすい箇所に掲示） ・金融商品取引法に基づく方法（公衆の縦覧に供す） ・会社法に基づく方法（公告）
	（供給約款・託送供給約款）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の定める算定方法に即して算定した部分の妥当性 ・料金引き下げ原資の配分 ・原価（原資）算定期間設定の理由 ・原価（原資）算定期間を超えても料金改定を行わない理由 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ※個々の情報の性質や内容に応じて、以下のうち各事業者が最も適切と考える方法を選択 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・『相談窓口』での資料配付 ・新聞・雑誌等による発表 ・インターネットによる情報発信 ・パンフレットの配布 ・決算発表時における説明 ・経営効率化目標における説明 ・その他事業者が適切と考える方法
	（選択約款）	<ul style="list-style-type: none"> ・選択約款設定の趣旨・目的等 ・需要家の意見及び検討状況 	
	（部門別収支）	<ul style="list-style-type: none"> ・大口需要部門に当期純損失が生じた場合、その理由 	
	（託送収支）	<ul style="list-style-type: none"> ・託送収支計算書（託送収益明細表） ・託送資産明細書（本支管投資額実績表） ・超過利潤計算書 ・超過利潤累積額管理表 ・導管投資額明細表 ・内部留保相当額管理表 ・事業者の定める算定方法 	
③求めに応じて開示する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表 ※有価証券報告書を作成している事業者は有価証券報告書 ・会社法上の計算書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・『相談窓口』において、個別対応 	

「ガス料金に関する情報公開ページ」(資源エネルギー庁の例)



経済産業省
資源エネルギー庁

サイト内検索(G-Gov)

トップページ > 施策情報 > 電力・ガス・熱供給事業政策について > ガス事業制度改革についてのホームページ > ガス料金に関する情報公開

ガス料金に関する情報公開

本ホームページにおいて公開している情報は以下のとおりです。内容をご覧になる場合は、それぞれの項目をクリックしてください。

(PDF形式のファイルをご覧いただくためには、[Adobe Reader](#)(Ver.4.05以上)が必要となります。)

***** 最近の料金改定(本省所管事業者) *****

- [地球温暖化対策税の導入に伴う東部ガス\(株\)の料金改定について\(平成24年11月19日\)\(PDF形式\)](#)
- [地球温暖化対策税の導入に伴う東邦ガス\(株\)の料金改定について\(平成24年10月30日\)\(PDF形式\)](#)
- [地球温暖化対策税の導入に伴う東京ガス\(株\)の料金改定について\(平成24年10月30日\)\(PDF形式\)](#)
- [地球温暖化対策税の導入に伴う西部ガス\(株\)の料金改定について\(平成24年10月26日\)\(PDF形式\)](#)
- [地球温暖化対策税の導入に伴う大阪ガス\(株\)の料金改定について\(平成24年10月22日\)\(PDF形式\)](#)
- [東邦ガス\(株\)のガス料金引き下げ届け等について\(平成24年3月2日\)\(PDF形式\)](#)
- [東京ガス\(株\)のガス料金引き下げ届け等について\(平成24年1月31日\)\(PDF形式\)](#)
- [大阪ガス\(株\)のガス料金引き下げ届け等について\(平成23年12月20日\)\(PDF形式\)](#)
- [西部ガス\(株\)のガス料金引き下げ届け等について\(平成23年9月1日\)\(PDF形式\)](#)
- [東京ガス\(株\)\(群馬地区\)のガス料金に係る認可について\(平成21年12月18日\)\(PDF形式\)](#)
- [東京ガス\(株\)\(群馬地区\)のガス料金に係る認可申請について\(平成21年9月25日\)\(PDF形式\)](#)
- [東京ガス\(株\)のガス料金引き下げ届出等について\(平成20年3月27日\)\(PDF形式\)](#)
- [東邦ガス\(株\)のガス料金引き下げ届出等について\(平成20年1月18日\)\(PDF形式\)](#)
- [東部ガス\(株\)福島・茨城地区のガス料金引き下げ届出等について\(平成19年12月18日\)\(PDF形式\)](#)

◆一般ガス事業者の経営効率化努力目標の実施状況(本省所管分)

- [平成23年度\(平成23年7月時点\) \(PDF形式\)](#)
- [平成24年度\(平成24年6月時点\) \(PDF形式\)](#)

◆一般ガス事業者の料金改定状況(平成 24年4月時点) **(PDF形式) NEW**

▽料金算定時に届出のあった事業者ルールは以下のとおり。

[東京ガス\(株\)](#) [大阪ガス\(株\)](#) [東邦ガス\(株\)](#) [西部ガス\(株\)](#) [東部ガス㈱](#)

◆家庭用ガス料金一覧表(一般ガス事業、簡易ガス事業及びLPガス事業の料金等の比較情報については各経済産業局のホームページをご覧ください。)

◆料金算定に関する規則等 **(PDF形式)**

- | | |
|---|--------------------|
| 1. 一般ガス事業供給約款料金算定規則 | (平成16年経済産業省令第16号) |
| 2. 簡易ガス事業供給約款料金算定規則 | (平成16年経済産業省令第44号) |
| 3. ガス事業託送供給約款料金算定規則 | (平成16年経済産業省令第17号) |
| 4. 一般ガス事業ガス料金算定要領 | (平成16・12・10資庁第6号) |
| 5. 一般ガス事業供給約款料金審査要領 | (平成13・01・18資庁第5号) |
| 6. 簡易ガス事業ガス料金算定要領 | (平成16・12・10資庁第8号) |
| 7. 簡易ガス事業供給約款料金審査要領 | (平成16・12・10資庁第9号) |
| ※ 「接続供給約款料金算定要領」 は廃止しました。 | (平成16・12・10資庁第10号) |

◆部門別収支について

各経済産業局のホームページをご覧ください。次の該当局をクリックしてください。

北海道地区 [北海道経済産業局](#)
東北地区 [東北経済産業局](#)
関東地区 [関東経済産業局](#)
中部地区 [中部経済産業局](#)
近畿地区 [近畿経済産業局](#)
中国地区 [中国経済産業局](#)
四国地区 [四国経済産業局](#)
九州地区 [九州経済産業局](#)
沖縄地区 [沖縄総合事務局](#)

家庭用ガス料金一覧表 (北海道経済産業局の例)

一般ガス事業等、簡易ガス事業等及び凡そガス販売事業等の料金情報(同一料金制度による一覧表)：平成24年10月現在
(注：0.0000は、0.0000を省略する一般表示の単位(2.25) (4.40) (注：簡易ガスとLPGガスとの比較は同一料金である。)

0.0000の割合には、一般ガス事業等の料金に占める割合は100%である(注：簡易ガスとLPGガスとの比較は同一料金である。)

Table with columns for '事業種別・利用種別', '一般ガス', '簡易ガス', and 'LPGガス'. It lists various municipalities in Hokkaido and their corresponding gas rates for different service types and volumes.

一般ガス事業者の経営効率化目標とその実施状況（資源エネルギー庁（抜粋）の例）

一般ガス事業者の経営効率化努力の実施状況

この資料は、総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会都市ガス事業料金制度分科会の報告を踏まえて、本省所管の各一般ガス事業者が、決算発表時等に公表した経営効率化目標及びその達成状況の主なものである。

事業者名	効率化努力目標の内容	達成状況の内容											
東京ガス㈱	1. 業務効率化・生産性向上による人員のスリム化 ・業務改革の推進やシステム活用、間接部門から営業・フィールド業務分野への人員シフト等の取り組みにより、各業務の徹底的な効率化と生産性の向上を進め、約100人/年のペースで人員のスリム化を図っていく。 (人)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">23年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在籍人員数</td> <td>8,036人</td> </tr> </tbody> </table> ・左記取り組みの推進により23年度は目標達成となった。	23年度実績		在籍人員数	8,036人							
		23年度実績											
		在籍人員数	8,036人										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度末見通し</th> <th>26年度末見込み</th> <th>伸び率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末在籍人員数</td> <td>8,036</td> <td>7,700</td> <td>▲4.2%</td> </tr> </tbody> </table>		23年度末見通し	26年度末見込み	伸び率	年度末在籍人員数	8,036	7,700	▲4.2%					
	23年度末見通し	26年度末見込み	伸び率										
年度末在籍人員数	8,036	7,700	▲4.2%										
目標の発表 24年1月													
東京ガス㈱	2. 安全かつ安定的な供給基盤の整備 ・23年度末見通しの導管総延長54,772kmを、26年度末までに56,825kmまで拡大し、天然ガスシフトを実現するための安定的な供給基盤を整備する。合わせて経年導管の入取替えを進め、供給の安全性向上を図る。 ・地震発生時の供給停止区域の極小化等を進め、早期の復旧を目指すとともに、LNG基地の地震津波対策を強化する。 ・設備投資を進めるにあたり、施工方法の工夫や競争入札等によるコストダウンを徹底するとともに、積極的な需要開発を進め、m ³ 当たり固定費の削減を進めていく。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">23年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導管総延長</td> <td>54,784km</td> </tr> <tr> <td>ガス販売量</td> <td>13,759百万m³</td> </tr> </tbody> </table> ・積極的な需要開発の結果、導管延長、ガス販売量共に23年度は見通しを上回る実績となった。	23年度実績		導管総延長	54,784km	ガス販売量	13,759百万m ³					
		23年度実績											
		導管総延長	54,784km										
ガス販売量	13,759百万m ³												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度末見通し</th> <th>26年度末見込み</th> <th>伸び率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末導管総延長</td> <td>54,772km</td> <td>56,825km</td> <td>3.7%</td> </tr> <tr> <td>ガス販売量(45MJ)</td> <td>13,371百万m³</td> <td>15,006百万m³</td> <td>12.2%</td> </tr> </tbody> </table>		23年度末見通し	26年度末見込み	伸び率	年度末導管総延長	54,772km	56,825km	3.7%	ガス販売量(45MJ)	13,371百万m ³	15,006百万m ³	12.2%	
	23年度末見通し	26年度末見込み	伸び率										
年度末導管総延長	54,772km	56,825km	3.7%										
ガス販売量(45MJ)	13,371百万m ³	15,006百万m ³	12.2%										
達成状況の発表 24年6月													
東京ガス㈱	3. 省エネルギー・地球温暖化防止への取り組み ・家庭用燃料電池（エネファーム）、高効率給湯器（エコジョーズ）、高効率ガス空調等の普及拡大を通じ、お客さま先でのエネルギーの効率的な利用を実現し、省エネルギー・地球温暖化防止を進めていく。またこうした取り組みにより負荷率の改善に資する良好な需要の獲得を進め、当社設備の稼働効率を高める。 ・省エネルギー情報の提供、エコ・クッキングの開催、などの環境コミュニケーション活動を積極的に進めていく。												

供給計画の概要（東京ガス（抜粋）の例）



供給計画の概要
～ 2012年度～

2012年3月
東京ガス株式会社

はじめに

平成23年3月の東日本大震災を契機にエネルギーのあり方が改めて問われており、現下の厳しいエネルギー情勢を踏まえれば、「エネルギーのセキュリティ強化」、「エネルギーコストの低減」、「エネルギーシステムの革新」といった課題に対し、スピード感を持って対処することが求められています。

こうした中、当社グループは、平成23年11月に「エネルギーと未来のために 東京ガスグループがめざすこと～チャレンジ2020ビジョン～」を策定し、「LNGバリューチェーンの高度化」を進めております。

<LNGバリューチェーンの高度化>

1. LNGバリューチェーンを通じて提供する付加価値の増大
2. LNGバリューチェーンを展開するエリアの拡大

これにより、天然ガスの普及・拡大を通じて、「豊かで潤いのある生活」、「競争力のある国内産業」、「環境に優しい安心できる社会」の実現に貢献するとともに、グループの持続的成長を図ってまいります。

1. 普及計画

新設件数は、年間約19万件程度で推移するものと見込んでいます。

年度末のお客さま件数は、2016年度末に11,172千件を見込んでおり、5ヵ年平均で1.1%伸びる計画としています。

(単位:千件)

	11年度見通し*	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	年平均伸び率
新設件数	183	186	192	194	195	194	1.2%
お客さま件数	10,564	10,680	10,801	10,924	11,048	11,172	1.1%

※お客さま件数＝ガスメーター取付数

2. ガス販売量計画

ガス販売量は、緩やかな景気回復を背景に、積極的な需要獲得によって工業用分野を中心に増加し、16年度には約160億 m^3 を見込んでいます。この結果、5ヵ年の平均伸び率は3.6%となります。

(単位:百万 m^3 ・45MJ/ m^3)

	11年度見通し	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	年平均伸び率
全社ガス販売量計	13,412	13,871	14,310	14,887	15,608	16,020	3.6%

※11年度は標準化後(12年度以降の計画策定上の気温へ補正した値)見通し。以下の表も同様。

(1) 家庭用

一件あたり販売量は、一世帯あたりの家族人員数の減少、気密・断熱性の高い集合物件比率の上昇、高効率機器の普及などにより減少傾向にあります。首都圏への人口流入超過の傾向は緩やかに今後も継続することに加え、新規需要の獲得強化やエネファームをはじめとする最新の機器・システムの普及・拡大に努めることにより、16年度の家庭用販売量は34億 m^3 を見込んでいます。

【家庭用ガス販売量】 (単位:百万 m^3 ・ m^3 /件・年・45MJ/ m^3)

	11年度見通し	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	年平均伸び率
家庭用ガス販売量	3,323	3,358	3,362	3,366	3,372	3,380	0.3%
一件あたり販売量	376	376	373	370	367	365	▲0.6%

(2) 商業用他

コージェネレーションシステムの普及・拡大、空調用需要の獲得等により販売量が増加し、16年度の商業用他販売量は29億 m^3 を見込んでいます。

【商業用他ガス販売量】 (単位:百万 m^3 ,45MJ/ m^3)

	11年度見直し	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	年平均伸び率
商業用他ガス販売量	2,586	2,620	2,659	2,683	2,788	2,896	2.3%
(内、大口ガス販売量)	(1,291)	(1,331)	(1,354)	(1,373)	(1,440)	(1,509)	(3.2%)

(3) 工業用

用途別で最大量を占める工業用については、広域エリアへの展開や他燃料からの切替、発電需要の獲得、コージェネレーションシステムの普及・拡大などの大口需要開発により販売量が増加し、16年度は75億 m^3 を見込んでいます。

【工業用ガス販売量】 (単位:百万 m^3 ,45MJ/ m^3)

	11年度見直し	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	年平均伸び率
工業用ガス販売量	5,326	5,684	6,025	6,629	7,235	7,504	7.1%
(内、大口ガス販売量)	(5,216)	(5,568)	(5,908)	(6,510)	(7,114)	(7,380)	(7.2%)

(4) 他ガス事業者向け供給

卸先事業者の工業用需要等の動向を踏まえ、16年度の他ガス事業者向けの販売量は22億 m^3 を見込んでいます。

【他ガス事業者向け販売量】 (単位:百万 m^3 ,45MJ/ m^3)

	11年度見直し	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	年平均伸び率
他ガス事業者向け販売量	2,178	2,209	2,264	2,209	2,213	2,240	0.6%

3. 生産・購入量、原料使用計画

長期契約をベースとした安定的な原料調達、及び非在来型 LNG の受入開始をはじめとした、より競争力のある原料調達に努めるとともに、上流事業への進出、需要動向に応じた短期取引の活用などにより調達の柔軟性を高めています。

【ガス生産・購入量】 (単位:百万 m^3 ,45MJ/ m^3)

	11年度見直し	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
天然ガス系	LNG	12,889	13,276	13,590	14,107	14,415	14,767
	国産天然ガス	219	229	229	244	246	250
石油系	LPG	379	402	532	580	997	1,056
	オフガス	103	110	110	110	110	110
その他	バイオガス	1	1	1	1	1	1
合計	13,590	14,019	14,461	15,042	15,768	16,184	

【原燃料使用量】 (単位:千t)

	11年度見直し	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
LNG	10,223	10,444	10,681	11,079	10,789	11,060
LPG	301	343	453	494	849	900

4. 主要設備計画

震災以降の環境変化を踏まえ、耐震・水害対策や経年管取替の加速等によりさらなる防災・保安向上を図ります。また、天然ガスに対する社会やお客さまからの期待・ニーズの高まりを踏まえ、需要見通しに的確に対応するとともに、さらなる安定供給基盤の強化に向け、製造・供給インフラを整備・増強していきます。

- ・日立 LNG 基地、および既存ネットワークと接続する茨城～栃木幹線を完成させるとともに、古河～真間幹線を新規に計画します。
- ・新根岸幹線(横浜市)、横浜幹線Ⅱ期(横浜市～川崎市)、埼玉幹線(草加市～古河市)を完成させます。
- ・管内 3 工場に気化器を増設するとともに、扇島工場 4 号 LNG タンクを完成させます。

【主要導管計画】

使用開始予定	名称	区間	内径(mm)	総延長(km)
2012年6月	鹿島臨海ライン	茨城県神栖市	600	4.5
2012年6月	南袖ライン	千葉県袖ヶ浦市	300	2.6
2013年3月	総和中庄導管延伸	茨城県古河市	300	8.7
2013年10月	新根岸幹線	横浜市磯子区～泉区	600	14.0
2013年10月	横浜幹線Ⅱ期	横浜市青葉区～川崎市麻生区	750	6.3
2015年10月	埼玉幹線	草加市～古河市	600	39.9
2016年3月	茨城～栃木幹線	日立市～真間市	600	81.3
2016年3月	栃木ライン延伸	栃木県真岡市	400	2.7
2017年度	古河～真間幹線	古河市～真岡市	600	

【年度末導管総延長】

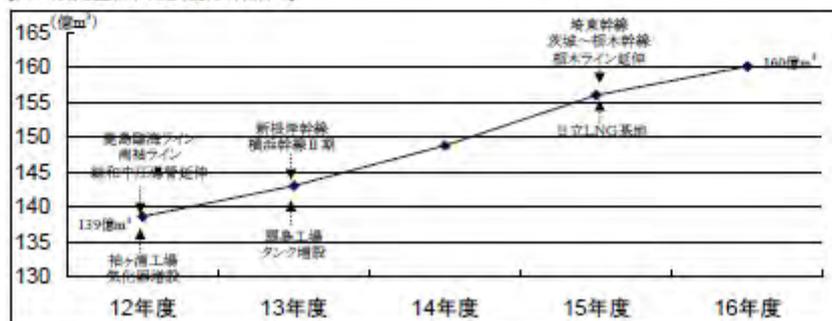
(単位:km)

11年度見直し	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
54,636	55,284	55,932	56,587	57,366	58,021

【主要製造設備計画】

使用開始予定	設置場所	製造設備	基数
2012年12月	袖ヶ浦工場	LNG気化器	2
2013年10月	扇島工場	LNGタンク	1
2016年3月	日立LNG基地	LNGタンク	1
2016年3月	日立LNG基地	LPGタンク	1
2016年3月	日立LNG基地	LNG・LPG気化器	3
2016年3月	日立LNG基地	LPG気化器	2

【ガス販売量計画と設備形成計画】



5. 設備投資計画

今供給計画策定期間の12～16年度において、

- (1) 製造設備では、湾内3工場でLNG関連設備の拡充ならびに扇島工場における4号LNGタンクの建設を行うとともに、耐震・水害対策や経年設備の改修・更新を計画的に行っていくことで、安定製造体制に万全を期す。
- (2) 供給設備では、新規需要開発のための導管投資、主要導管網形成(5ページ「供給エリア概要図」参照)のための投資の他、地震・水害対策投資や、経年管取替の一層の促進などにより、安定供給体制の確立ならびに保安の確保に努める。
- (3) 業務設備では、情報システムの整備、業務用建物の耐震性向上、技術開発の推進などを実施し、業務推進体制の一層の強化を図る。
- (4) 附帯事業設備では、主に既存設備の改修に努める。

ことを柱として、5年間総額で7,095億円(工事負担金圧縮後)の投資を計画しました。

【設備投資計画】

(単位:億円)

項目	11年度見直し	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	12-16年度合計
LNG関連設備	158	195	222	302	188	7	914
その他	33	91	54	37	39	65	286
製造設備計	192	286	275	339	227	72	1,200
幹線投資	96	189	252	229	206	124	1,001
その他	666	674	651	653	651	656	3,285
供給設備計	762	864	902	882	857	780	4,286
業務設備	213	232	211	331	442	368	1,584
ガス事業設備計 (工事負担金圧縮後)	1,166	1,382	1,389	1,553	1,525	1,221	7,069
附帯事業設備	7	8	5	5	5	4	26
合計 (工事負担金圧縮後)	1,173	1,390	1,393	1,558	1,530	1,225	7,095

料金メニューの一覧 (東京ガスの例)

東京ガス株式会社 | 東京ガス料金メニュー | ガス料金 | ガス料金メニュー

ガス料金メニュー

料金メニュー

- 一般料金
- エコウィル
- エコウィル+
- エコフレッシュ
- エコフレッシュ+

ガス料金のお支払い
ガス料金の仕組み
料金計算・シミュレーション
料金表
ガス料金計算結果一覧
料金一覧

ご家庭でご利用のガスプラン | ご契約いただくためのガス料金メニュー | ポイント

ご家庭でご利用のガスプラン	ご契約いただくためのガス料金メニュー	ポイント
一般料金		ガスのご利用を開始されるとき最初に適用される基本のガス料金メニューです。
エコウィル	エコウィル (エコウィル)	お申し込みのガス料金が 3% 割引になります。
ガスおためしプラン	エコウィル (おためしプラン)	お申し込みのガス料金が 7% 割引になります。この
ガスおためしプラン + 電気料金優待	エコウィル + 電気料金優待	お申し込みのガス料金がさらに 3% 割引になります。
ガスおためしプラン + 電気料金優待 + エコ割	エコウィル + 電気料金優待 + エコ割	お申し込みのガス料金がさらに 3% 割引になります。
ガスおためしプラン + 電気料金優待 + エコ割 + 電気料金優待	エコウィル + 電気料金優待 + エコ割 + 電気料金優待	お申し込みのガス料金がさらに 6% 割引になります。
ガスエコリンクシステム	エコウィル+ (エコウィル+)	お申し込みの 1% 割引に加え、その他の特典は 3% 割引になります。ガスを使って発電するたのガス発電量は増えますが、電気の購入量が減り、お申し込みのガス料金は 2.9% 割引になります。
エコフレッシュ	エコフレッシュ (エコフレッシュ)	お申し込みの 1% 割引に加え、その他の特典は 2% 割引になります。このガスを使って発電するたのガス発電量は増えますが、電気の購入量が減り、お申し込みのガス料金は 3-0% 割引になります。
エコフレッシュ + 電気料金優待	エコフレッシュ + 電気料金優待	お申し込みのガス料金がさらに 3% 割引になります。
エコフレッシュ + 電気料金優待 + エコ割	エコフレッシュ + 電気料金優待 + エコ割	お申し込みのガス料金がさらに 10% 割引になります。
エコフレッシュ + 電気料金優待 + エコ割 + 電気料金優待	エコフレッシュ + 電気料金優待 + エコ割 + 電気料金優待	お申し込みのガス料金がさらに 13% 割引になります。その他の特典は 3% 割引になります。

一般ガス事業供給約款料金算定規則（抜粋）

別表第1(第4条、第5条、第6条、第7条、第22条関係)

第1表

総原価の分類及び算定方法(営業費等)

(1)営業費

項目	算定方法
原材料費 原料費 加熱燃料費 補助材料費	原価算定期間中の供給計画等に基づいた数量に、時価を基礎とする適正な単価を乗じたものとする。
労務費 役員給与 給料 雑給 賞与手当 法定福利費 厚生福利費 退職手当	原価算定期首における実績又は直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した適正な額とする。
修繕費	<p>以下により算定するものとする。</p> <p>A. 基準修繕費(ガスメーター修繕費を除く。)</p> <p>製造費、採取費、供給販売費及び一般管理費の別に以下の算式により算定するものとする。</p> $\text{原価算定期首帳簿原価} \times (\text{原価算定直前2年間の経常修繕費の合計額} \div \text{原価算定直前2年間の各事業年度期首帳簿原価の合計額}) \times (12 \div \text{事業年度月数})$ <p>経常修繕費にガスホルダー修繕引当金に係る費用を算入していない場合であって、原価算定期間において当該費用の引当を行うときは、適正な額を加算することができるものとする。</p> <p>なお、帳簿原価は、土地及びガスメーターに係るものを除いたものであって、工事負担金圧縮後のものとする。</p> <p>B. ガスメーター修繕費</p> <p>原価算定期間中のガスメーターの取替計画、修繕計画等に対応した数量に、時価を基礎とする適正な単価を乗じたものとする。</p> <p>C. 新設事業者の修繕費は、上記A及びBにかかわらず、通常予想される経常修繕に要する適正な見積額とする。</p>
租税課金(法人税及び住民税のうち法人税割を除く。)	<p>A. 固定資産税、事業税等の諸税は、各税法の定めるところにより算定した適正な額とする。</p> <p>B. 報償金、道路占用料等の公課は、原価算定時において、契約され又は変更されることが確実なものの適正な見積額とする。</p>
減価償却費	原価算定期間を通じて存する固定資産の帳簿価額及び原価算定期間中増加する固定資産の期間計算を行った帳簿価額に対し、当該事業者が採用している減価償却の計算方法により算定した額とする。この場合において、耐用年数及び残存価額は、法人税法の定めるところによるものとする。ただし、新設事業者にあつては、減価償却費の計算は、定額法によるものとする。

その他の諸経費(上記以外の営業費をいう。)	原価算定期間中における供給計画等に対応した適正な見積額とする。
関連費の振替	建設工事、受注工事、器具販売及び附帯事業に関する労務費その他の費用は、当該建設工事等に配分すべき費用の部分を適正に算定し、営業費から控除するものとする。 ただし、簡素合理化方式及び簡易ガス事業転換時方式により総原価の算定を行う場合には、関連費の振替は行わないものとする。

(2) 営業費以外の項目

項目	算定方法
営業外費用	A. 株式交付費償却及び社債発行費償却は、原価算定期間における株式の交付及び社債の発行計画等に基づく適正な見積額とする。 B. 雑支出は原価算定期間中における適正な見積額とする。
ガス熱量変更引当金純増額	ガス熱量変更引当金の引当額と取崩し額の適正な見積額の差額とする。
法人税及び住民税(法人税割に限る。)	法人税は、原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じて得た配当金及び利益準備金を基礎として算定した適正な額とする。この場合において、税率は法人税法に定めるところによるものとする。 住民税は地方税法に定めるところによるものとする。

一般ガス事業供給約款料金審査要領（抜粋）

第2章 審査の方法等

第1. 供給約款料金原価の算定に関する審査

供給約款料金が法第17条第2項第1号に定める「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」を満たすことについての審査は、以下の観点から行うこととする。

1. 総原価の算定に関する審査

(営業費等)

- (1) 営業費等は、営業費等の各項目ごとに、算定規則第4条及び第5条に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否か、各項目の額が互いに又はその他の金額との関係において整合的か否か、並びに事業者が適切な効率化努力を行うことを前提として算定した額であるか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査する。この場合において、労務費は、人員の推移等について説明を求めものとする。

(事業報酬)

- (2) 事業報酬は、以下の観点から審査するものとする。

① レートベース

算定規則第6条第2項に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否か、各項目の額が互いに又は供給計画及び営業費等その他の数値との関係において整合的であるか否か、並びに事業者が適切な効率化努力を行うことを前提として算定した額であるか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査する。

② 事業報酬率

算定規則第6条第3項に定める方法に基づき、同規則別表第1第2表の方法により経済産業大臣が別に算定し、各事業者に通知する値を用いて、適正に算定しているか否かにつき、審査する。

(控除項目)

- (3) 控除項目は、各項目ごとに、算定規則第7条に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当か否か、各項目の額が互いに又はその他の金額との関係において整合的か否か、並びに事業者が適切な効率化努力を行うことを前提として算定した額であるか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査するものとする。

(総原価の分類)

- (4) 総原価の製造費、供給販売費、一般管理費及びその他費への分類は、営業費の各科目、営業費等の各項目の発生原因等を踏まえて適切に分類されているか否かにつき、必要な説明を求めて審査するものとする。

(熱量変更における総原価の算定の特例)

- (5) 上記1. (1) から (3) までの規定にかかわらず、次の第3章第2. 5. (1) に規定する場合に該当するものとして申請されたときは、総原価の算定に関する審査については、

算定規則第4条から第7条までに定める方法に基づき適正に算定しているか否か、各項目の額が互いに又はその他の金額との関係において整合的であるか否かにつき、必要な説明を求めて審査するものとする。

2. 供給約款料金原価の算定に関する審査

- (1) 総原価の機能別原価への配分は、小口部門、大口・卸供給部門、託送供給部門へ特定すべき原価が、適切に配分されているか否か、各部門に配分されている原価の内容とそれを各部門に特定すべき理由の説明を求めて審査する。
- (2) 総原価の機能別原価への配分は、算定規則第9条に定める方法に基づき、事業者が機能別原価を適切に算定しているか否か、算定諸元の算定方法及び算定根拠が妥当か否か、各算定諸元が互いに整合的か否か並びに配分比の算定方法が適切か否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を求めて審査するものとする。
- (3) 機能別原価の部門別原価及び料金種別原価への配分は、算定規則第10条及び第11条に定める方法に基づき、事業者が部門別原価及び料金種別原価を適切に算定しているか否か、各算定諸元の算定方法及び算定根拠が妥当か否か、各算定諸元が互いに整合的か否か並びに配分比の算定方法が適切か否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査するものとする。

3. 比較査定

- (1) 別表第1のグループ内の全部の事業者の申請（以下「一斉申請」という。）に係る効率化努力目標額は、第3章第1.に定めるところにより、当該グループ内の一の事業者の申請（以下「単独申請」という。）に係る効率化努力目標額は、第3章第2.に定めるところにより、それぞれ算定するものとする。
- (2) 上記(1)の規定により算定した効率化努力目標額については、当該効率化努力目標額及びこれを事業者の算定した小口部門原価から差し引いた額を査定額として事業者に示すものとする。

第2. 認可料金に関する審査 (略)

第3章 効率化努力目標額の算定

第1. 一斉申請に係る効率化努力目標額の算定

1. グループニング

全事業者を①経営形態（私営、公営の別）、②原料及びこれに応じた製造方式、③地域性の3つのメルクマールを中心に、少数化を回避するため、一部需要構成（需要家件数）の類似性も勘案し、類似の事業者群ごとにグループニングを行った上で、同一グループの事業者について、以下に掲げる方法により、効率化への取組み度合いについての比較を行うものとする。

なお、上記の考え方に従って行ったグループニングの内容は、別表第1のとおりとする。

2. 比較原価項目群及び比較指標

比較の対象とする一般ガス事業に係る小口部門原価のうち、原料費、修繕費及び租税

課金（法人税等を含む。）を除く原価項目群を「設備投資関連費用」及び「それ以外のもの（以下「一般諸経費」という。）」の二つの原価項目群（以下「比較原価項目群」という。）に区分し、ガス販売量（大口供給及び卸供給に係るものを除く。）で除した販売量当たり原価で比較することとする。

（１）設備投資関連費用は、次に掲げるものとする。

- ア．減価償却費
- イ．事業報酬（固定資産に係るものに限る。）
- ウ．供給管費用（消耗品費に計上されるものに限る。）
- エ．賃借料
- オ．固定資産除却費
- カ．控除項目のうち償却費、支払利息等に相当する項目

（２）一般諸経費は、次に掲げるものとする。

- ア．労務費
- イ．諸経費のうち電力料、水道料、消耗品費（供給管費用を除く。）、運賃、旅費交通費、通信費、保険料、委託作業費、試験研究費、教育費、需要開発費、たな卸減耗費、貸倒償却、雑費
- ウ．控除項目のうち比較対象除外項目に相当するもの及び設備投資関連費用としたものの以外のすべての項目

3. 比較方法

比較は、「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の二つの比較原価項目群につき、次に定めるところにより行うものとする。

（１）水準比較

事業者ごとの審査後の小口部門原価に占める「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の二つの比較原価項目群につき、販売量当たり原価を求めてそれぞれグループ内で比較し、点数評価を行うこととする。

（２）変化率比較

事業者ごとの審査後の小口部門原価に占める「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の二つの比較原価項目群につき、販売量当たり原価と直近の料金改定時における認可原価に占める同比較原価項目群ごとの販売量当たり原価との変化率を求めてそれぞれグループ内で比較し、点数評価を行うこととする。ただし、直近の料金改定以後の経過期間に差が存する場合には、経過月数を加味することにより同一グループ内の他の事業者との比較において公平を期すよう調整することとする。

（３）補正

（１）及び（２）の比較については、事業者の経営効率化努力のみによっては解決し難い特殊要因に関して、次に定めるところにより補正を行うものとする。

① 個別補正

ア．大規模投資

新工場建設や特殊な性格を持つ幹線導管の敷設等に係る投資が、当該投資を除く過去３か年の平均投資額の４０パーセントを超えることとなる場合には、当該投資に係る減価償却費について、定率法による減価償却費と定額法による減価償却費との差額を比較原価項目群からあらかじめ控除するものとする。

なお、公営事業者の場合は、減価償却費に加え、当該補正対象設備の取得に要する資金に係る原価算定期間中の支払利息についても、減価償却費と同一の補正率により補正を行うものとする。

イ. 熱量変更

熱量変更事業に係る原価（以下「熱量変更原価」という。）について、標準原価（過去の需要家1件当たり熱量変更費用の実績を勘案して算定する標準的な原価水準をいう。）と各事業者の需要家1件当たり熱量変更原価との乖離に応じて定める以下の補正率によって、熱量変更原価のうち一定の割合を比較原価項目群からあらかじめ控除するものとする。

なお、公営事業者の場合は、繰延資産に計上され、起債対象とされた熱量変更原価に係る原価算定期間中の支払利息についても、同一の補正率により補正を行うものとする。

（1件当たり熱量変更原価） （補正率）

103,500円超 70%

94,500円超～103,500円以下 75%

85,500円以上～94,500円以下 80%

（平均的レベル）

76,500円以上～85,500円未満 85%

76,500円未満 90%

ウ. マイコンメーター

原価算定期間中に予定しているマイコンメーターの取付件数が当該事業者の全需要家件数の10パーセントを超えている場合には、当該超過部分について、当該事業者の平均的な1個当たりマイコンメーター原価で算定した額を比較原価項目群からあらかじめ控除するものとする。

② 共通補正

グループ内のすべての事業者の各比較原価項目群について、次の指標を用いて、統計分析に基づいた数的な処理（回帰分析）により補正を行うこととし、グループ別の具体的補正係数は申請後適宜公表するものとする。

＜設備投資関連費用＞

ア. 需要構成

イ. 需要原単位

ウ. 需要の伸び

＜一般諸経費＞

ア. 需要規模

イ. 需要原単位

ウ. 需要の伸び

（4）点数評価の方法及び分類方法

事業者間の水準比較及び変化率比較において行う点数評価は、比較原価項目群ごとに、水準及び変化率について、それぞれ最上位を100点、最下位を0点とし、その他は比例法で点数化するものとする。

その上で、比較原価項目群ごとに、水準比較と変化率比較で得られた点数を合計し、これに応じてグループ内事業者を次の3つに分類するものとする。

① 第Ⅰ類（今後、効率化が進んでいくと認められる事業者）

② 第Ⅱ類（今後、一層の効率化が進められていくことが期待される事業者）

③ 第Ⅲ類（今後、より一層の効率化が進められていくことが期待される事業者）

上記の分類を行うに際し基準となる点数は、グループ内の事業者数に応じ、別表第2のとおりとする。

4. 効率化努力目標額の算定

効率化努力目標額は、比較原価項目群ごとに算定した上で、これらを合計することにより算定するものとする。

その際、比較原価項目群ごとに設定する効率化努力目標額については、次のように算定するものとする。

- ①第Ⅰ類：0円とする
- ②第Ⅱ類：一層の経営効率化努力を促す観点から、補正後の比較原価項目群に対し適正な一定の比率を乗じて算定するものとする。
- ③第Ⅲ類：より一層の経営効率化努力を促す観点から、補正後の比較原価項目群に対し適正な一定の比率（第Ⅱ類よりも大きな率）を乗じて算定するものとする。
なお、この適正な一定の比率については、当面、第Ⅱ類については0.5パーセント、第Ⅲ類については1パーセントとする。

5. 効率化努力目標額の小口部門原価からの控除及び添付書類の補正の指示

上記4.により第Ⅱ類又は第Ⅲ類の評価をした事業者に対しては、算定規則様式第5第5表の小口部門原価整理表の小口部門原価の下に効率化努力目標額の欄を設け、第Ⅱ類又は第Ⅲ類の評価に相当する額を記載すること、並びに様式第5第6表及び様式第6を作成することを指示するものとする。

第2 単独申請に係る効率化努力目標額の算定 （略）

経営効率化目標（東京ガス（平成24年12月）の例）



今回の料金改定に伴い、次のとおり新たな経営効率化目標を設定いたしました。

項目	内容												
1 業務効率化・生産性の向上を通じた人員のスリム化	<ul style="list-style-type: none"> 業務改革の推進やシステム活用、間接部門から営業・フィールド業務分野への人員シフト等の取り組みにより、各業務の徹底的な効率化と生産性の向上を進め、約100人/年のペースで人員のスリム化を図ってまいります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2011年度末 見直し</th> <th>2014年度末 目標</th> <th>伸び率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末在籍人員数</td> <td>8,036人</td> <td>7,700人</td> <td>▲4.2%</td> </tr> </tbody> </table>		2011年度末 見直し	2014年度末 目標	伸び率	年度末在籍人員数	8,036人	7,700人	▲4.2%				
	2011年度末 見直し	2014年度末 目標	伸び率										
年度末在籍人員数	8,036人	7,700人	▲4.2%										
2 安全かつ安定的な供給基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 2011年度末見直しの導管総延長54,772kmを、2014年度末までに56,825kmまで拡大し、天然ガスシフトを実現するための安定的な供給基盤を整備します。合わせて経年導管の入取替えを進め、供給の安全性向上を図ります。 地震発生時の供給停止区域の極小化等を進め、早期の復旧を目指すとともに、LNG基地の地震津波対策を強化します。 設備投資を進めるにあたり、施工方法の工夫や競争入札等によるコストダウンを徹底するとともに、積極的な需要開発を進め、m³当たり固定費の削減を進めてまいります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2011年度末 見直し</th> <th>2014年度末 目標</th> <th>伸び率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末導管総延長</td> <td>54,772km</td> <td>56,825km</td> <td>3.7%</td> </tr> <tr> <td>ガス販売量(45MJ)</td> <td>13,371百万m³</td> <td>15,006百万m³</td> <td>12.2%</td> </tr> </tbody> </table>		2011年度末 見直し	2014年度末 目標	伸び率	年度末導管総延長	54,772km	56,825km	3.7%	ガス販売量(45MJ)	13,371百万m ³	15,006百万m ³	12.2%
	2011年度末 見直し	2014年度末 目標	伸び率										
年度末導管総延長	54,772km	56,825km	3.7%										
ガス販売量(45MJ)	13,371百万m ³	15,006百万m ³	12.2%										
3 省エネルギー・地球温暖化防止への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 家庭用燃料電池(エネファーム)、高効率給湯器(エコジョーズ)、高効率ガス空調等の普及拡大を通じ、お客さま先でのエネルギーの効率的な利用を実現し、省エネルギー・地球温暖化防止を進めてまいります。またこうした取り組みにより負荷率の改善に資する良好な需要の獲得を進め、当社設備の稼働効率を高めます。 省エネルギー情報の提供、エコクッキングの開催、などの環境コミュニケーション活動を積極的に進めてまいります。 												

点字版検針票・料金改定のチラシ (東京ガスの例)

東京ガスからのお知らせ
 (平成 22年 10月分)
 アオヤギ イサム さま
 お客様番号 1234-567-8901

ガス ご使用量 10 立方メートル
 請求予定金額 2343 円
 (10月 7日 検針しました)
 次回検針予定日は 11月 5日です。

9月 分 2182 円を口座振替
 にて 9月 15日 領収いたしました。

お問い合わせ先 03-1111-1111

東京ガスからのお知らせ
 (平成 23年 2月分)
 トウキョウ シロウ さま
 お客様番号 1234-567-8910

ガス ご使用量 10 立方メートル
 検針月日 2月 7日
 領収金額 2334 円

上記金額を領収したことを証明いたします。

東京ガス株式会社
 お問い合わせ先 03-5394-7700

